第八十七条の二を削る。

第八十七条に見出しとして「（事務費の賦課）」を付し、同条第一項中「共済規程等の」を「事業規程等で」に、「第十四条」を「第十九条」に改め、同条第二項中「政令の」を「政令で」に改め、同条第三項中「第百三十二条第一項」を「第百七十二条及び第百七十四条」に改め、「また」を削り、同条を第百十八条とする。

第八十六条に見出しとして「（共済掛金の支払）」を付し、同条第一項中「、共済規程」を「、組合等との間に共済関係が成立したときは、農林水産省令で定める支払期限までに、事業規程」に、「共済規程等」と総称する。）の」を「事業規程等」という。）で」に改め、「定額の」を削り、同条第二項を削り、同条を第百十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（共済事故としない旨の申出）

第百十七条　組合員等は、政令で定めるところにより、組合等に対し、第九十八条第一項各号に掲げる共済事故の一部を共済事故としない旨の申出をすることができる。

前項の申出があつたときは、当該申出に係る共済事業の共済関係（家畜共済の共済関係にあつては、当該申出に係る共済掛金期間）においては、第九十八条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

組合等は、第一項の申出に係る共済関係については、農林水産省令で定めるところにより、共済掛金を割り引くものとする。この場合において、第十条第一項及び第二項、第十三条並びに第十四条の規定の適用については、これらの規定中「基準共済掛金率」とあるのは、「基準共済掛金率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される率」とする。

第八十五条の十二に見出しとして「（業務の委託）」を付し、同条第一項中「行なう」を「行う」に、「事務」を「業務」に改め、「（第八十七条の二の規定による督促及び滞納処分を除く。）」を削り、「農業協同組合又は農業協同組合連合会」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　農業協同組合又は農業協同組合連合会その他農林水産省令で定める金融機関

二　その他農林水産省令で定める法人

第八十五条の十二第二項中「農業協同組合及び農業協同組合連合会」を「前項第一号に掲げる者」に改め、「第十条の規定」の下に「その他の法律の規定」を加え、「前項」を「同項」に、「事務を行なう」を「業務を行う」に改め、同条を第百十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（申込みに応ずる義務）

第百十五条　組合等は、その行う共済事業の共済関係の成立について組合員又は共済資格者から申込みを受けたときは、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除いては、その承諾を拒んではならない。

第八十五条の十一に見出しとして「（市町村の廃置分合の場合の取扱い）」を付し、同条を第百十三条とする。

第八十五条の十に見出しとして「（共済事業の実施に関する条例の変更）」を付し、同条第二項中「第二十五条」を「第三十一条」に、「第二十六条」を「第三十二条」に、「定款、共済規程若しくは保険規程」を「定款等」に改め、同条を第百十二条とする。

第八十五条の九に見出しとして「（市町村による共済事業の全部の廃止）」を付し、同条第三項中「第二十六条」を「第三十二条」に改め、同条第四項中「第四十七条」を「第六十六条」に改め、同条を第百十一条とする。

第八十五条の八に見出しとして「（市町村による共済事業に関する経過措置）」を付し、同条第一項中「第八十三条並びに第八十五条第一項及び第十一項」を「第九十九条第一項及び第四項」に、「第八十五条の四第一項」を「第百五条第一項」に、「同項第一号の」を「同項第一号に掲げる」に、「同項第四号イの」を「同項第四号イに掲げる」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条を第百九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（区分経理）

第百十条　共済事業を行う市町村は、当該共済事業の経理については、政令で定めるところにより特別会計を設けてこれを行い、その経費は、当該共済事業による収入をもつて充てなければならない。

共済事業を行う市町村は、特別の事由により必要があるときは、予算で定めるところにより、一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入をもつて当該共済事業の経費に充てることができる。

前項の規定による繰入金に相当する金額は、翌年度以降において、予算で定めるところにより、当該繰入金を繰り入れた一般会計又は他の特別会計に繰り入れなければならない。ただし、一般会計又は他の特別会計において支出すべきものを当該共済事業の特別会計において支出したことによる繰入金その他特別の事由による繰入金については、議会の議決を経て、当該繰入金を繰り入れた一般会計又は他の特別会計に繰り入れないことができる。

共済事業を行う市町村の経理については、第六十三条及び第六十四条の規定を準用する。

第八十五条の七を削る。

第八十五条の六に見出しとして「（市町村による共済事業の実施区域の特例）」を付し、同条第一項中「第八十五条の三第一項」を「第百二条第一項」に、「共済事業を行う市町村」を「共済事業を行う市町村」に、「且つ」を「かつ」に、「本章の規定により」を「第九十七条第一項第一号から第五号までに掲げる」に改め、同条第三項中「二箇月」を「二月」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第四項中「第八十五条の三第四項」を「第百二条第四項」に改め、同条を第百七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（市町村による共済事業の実施）

第百八条　共済事業を行う市町村については、第九十九条第一項から第四項までの規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十五条の五に見出しとして「（政令への委任）」を付し、同条中「外、第八十五条の二第一項」を「ほか、第百一条第一項」に改め、同条を第百六条とする。

第八十五条の四に見出しとして「（農業共済組合による共済事業に関する経過措置）」を付し、同条第一項中「第八十五条の三第三項」を「第百二条第三項」に、「の公示」を「の規定による公示」に、「本条」を「この条」に、「第八十三条及び第八十五条」を「第九十九条」に改め、同項第六号中「の外」を「のほか」に改め、同条第二項中「第八十五条の三第三項の」を「第百二条第三項の規定による」に改め、同条第五項中「の農作物共済」を「に掲げる農作物共済」に、「の果樹共済」を「に掲げる果樹共済」に、「すべて」を「全て」に、「第八十五条の三第三項の」を「第百二条第三項の規定による」に、「二箇月」を「二月」に改め、同条を第百五条とする。

第八十五条の三の二に見出しとして「（共済事業の実施に関する条例）」を付し、同条中「第二十九条第一項第六号」を「第三十五条第一項第六号」に、「第三十条第一項各号」を「第三十六条第一項第一号から第六号まで及び第八号」に改め、同条を第百三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（共済資格者）

第百四条　第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村との間に当該共済事業の共済関係を成立させることができる者は、当該市町村が行う第二十条第一項第一号から第五号までに掲げる共済事業の種類に応じ、当該各号に定める者で、当該共済事業の実施区域内に住所を有するもの（農林水産省令で定める基準に従い共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。）とする。

前項に規定する共済関係を成立させることができる者（以下「共済資格者」という。）については、第二十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「農業共済組合の区域」とあるのは、「共済事業の実施区域」と読み替えるものとする。

第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村との間に当該共済事業の共済関係の存する者が、共済資格者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

第八十五条の三に見出しとして「（市町村による共済事業の実施の認可）」を付し、同条第一項中「第八十五条第一項」を「第九十九条第一項」に、「二個以上」を「二以上」に、「すべて」を「全て」に、「基き」を「基づき」に、「且つ」を「かつ」に、「本章の規定により」を「第九十七条第一項第一号から第五号までに掲げる」に改め、同条第二項中「第八十五条の六第一項の」を「第百七条第一項に規定する」に改め、同条第三項中「二箇月」を「二月」に、「の定める」を「で定める」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第四項中「第二十五条」を「第三十一条」に、「第二十六条第二項」を「第三十二条第二項」に、「第三十二条第二項」を「第百二条とする。